

令和2年度 高崎健康福祉大学高崎高等学校 部活動方針

1 部活動の目的

本校の部活動は、学校教育活動の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものとし、スポーツや文化に親しみ、互いに協力し合って友情を深めるといった良好な人間関係の形成を図ると共に、思いやりや責任感を育成し、自らの目標に向かって粘り強く挑戦し続けるたくましさや社会連帯の意識の高揚を図ることを目的とする。

2 設置部活動

運動部25部、同好会2部、文化部23部を設け、それぞれ主顧問教諭1名・副顧問1～2名、生徒に部長、副部長をおく。

【運動部】

ソフトボール部（女子）・バレーボール部（女子）・ソフトテニス部（男子）・ソフトテニス部（女子）・陸上競技部（男女）・剣道部（女子）・サッカー部（男子）・サッカー部（女子）・体操部（女子）・硬式野球部（男子）・弓道部（男子）・弓道部（女子）・テニス部（男子）・テニス部（女子）・バスケットボール部（男子）・バスケットボール部（女子）・カヌー部（男女）・バドミントン部（女子）・空手道部（男女）柔道部（男女）・ダンス部（男女）・チアリーダー部（女子）・水泳部（男女）・応援団部（男女）・卓球部（男女）・スキー同好会・スケート同好会

【文化部】

演劇部・新聞部・コーラス部・華道部・茶道部・書道部・文芸部・軽音楽部・JRC部・英語部・パソコン部・放送部・箏曲部・インターアクト部・イラストレーション部・美術部・囲碁将棋部・吹奏楽部・写真部・理科天文部・家庭科部・数学研究部・競技かるた部

3 活動日及び活動時間

（1）週当たりの休養日の設定

- ・原則週1日以上以上の休養日を設定するよう努力する。

（詳細は各部活動ごとの活動計画による）

※大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保するよう努める。

（2）長期休業中の休養日の設定

- ・学期中の休養日の設定に準ずる。
- ・生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

（詳細は各部ごとの活動計画による）

（3）活動時間

- ・合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、平日では原則2～3時間程度を目安に練習を計画する。

- ・学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では、原則3～4時間程度を目安に練習を計画する。

(4) 朝練習

- ・放課後の練習時間が十分に取れる日は、原則として行わない。
- ・朝練習を行う場合は、生徒の登校に無理が生じない範囲内で保護者との連携を密にして実施すること。

(5) その他

- ・定期考査前および定期考査中は学習時間が十分確保できるよう配慮する。
- ・部活動顧問は年間計画や月間計画を作成し、生徒・保護者への周知徹底を図ると共に学校へ計画表を提出し活動実施の許可を得る
- ・活動日及び活動時間設定にあたり、公式大会等の日程の都合により内規にそぐわない活動が必要な場合は、校長の許可を得て、生徒・保護者へ十分な説明を行ってから活動すること。

4 経費

- (1) 活動に当たる経費を生徒会費・体育文化活動費等から補助する。
- (2) 各部において部費を徴収する場合もある。ただし、集金する場合は、必要最低限とし、金額については保護者の理解を得た上で決定する。その際、帳簿を作成し、会計管理は必ず複数の顧問が行う事とし、年度末に会計報告を必ず実施すること。また、監査は保護者代表又は事務長が行う。
- (3) 部費を徴収している部は、会計報告書を年に一度学校へ提出し監査を受けること。

5 部活動への入部・退部

(1) 入部について

担任から入部届を受け取り、必要な手順を踏んで顧問に提出する。

○2，3年生の部活動へ加入を希望する生徒は、以下の手順による。

- ①担任から入部届を受け取る。
- ②必要事項に記入し、保護者の承諾印をもらう。
- ③担任に入部届を提出し、承諾印をもらう。
- ④保護者印、担任印の押印された入部届を、生徒が部活動顧問に提出する。

○新入生（1年生）の部活動へ加入を希望する生徒は、以下の手順による。

- ①部活動説明会を聞く。
- ②体験入部（仮入部）をする。
- ③担任から入部届を受け取る。
- ④必要事項に記入し、保護者の承諾印をもらう。
- ⑤担任に入部届を提出し、承諾印をもらう。
- ⑥保護者印、担任印の押印された入部届を、生徒が部活動顧問に提出する。

(2) 退部について

退部を希望する生徒は、担任、部活動顧問と相談した後、顧問から退部届を受け取り、担任と保護者に承諾の上、承諾印をもらい、顧問に提出する。

6 その他

(1) 参加する大会等の精選について

- ・高体連の主催大会、各連盟の主催大会、各種コンクール大会や発表会、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮するため、参加する大会等を精選する。

(2) 外部指導者について

- ・専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了解の下、外部指導者を活用する。ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で各部の状況に合わせて活用する。
- ・外部指導者を依頼する時は、校長の了承を得てから外部指導者申請書を提出し許可を得ること。

(3) 部活動指導員について

- ・部活動の指導体制の充実を図ることを目的とし、生徒の心身の発達を資するために必要に応じて部活動指導員を設置することができる。
- ・部活動指導員を依頼する時は、校長の了承を得てから部活動指導員申請書を提出し許可を得ること。

(4) 部活動検討委員会について

- ・適切に部活動を実施するため、運動部長・運動部副部長・文化部長・文化部副部長・生徒指導部長・生徒会・各部活動部長等を中心に組織する部活動検討委員会を必要に応じて設置する。
- ・委員会において、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携など顧問生徒等の意見を聞きながら必要に応じて改善策等を提案してもらう機会を設ける。

(5) 安全対策について

- ・事故等の未然防止のため、環境整備・安全点検を心がけ安全に活動できる環境を整える。
- ・生徒の健康状態を常に把握して指導に当たる。
- ・事故等発生時のマニュアルを把握し、初期対応の重要性を確認しておく。
- ・熱中症予防対策として気象庁の高温注意情報等を参考に、学校内外に設置されている温度計数値を観測し熱中症予防運動指針に応じて部活動の軽減・中止の的確な判断をし熱中症防止に努める。

(6) 体罰等の未然防止について

- ・部活動において生徒の身体に、直接的・間接的に肉体的苦痛を与える行為や不適切な行為に該当する、行き過ぎた指導や暴言等が絶対に許されない行為であることをしっかりと理解して指導にあたること。